

# 富士川水系 境川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

昭和町役場

昭和田

甲府市

笛吹市

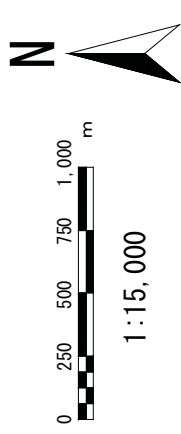
中央市

境川

国道140号

## 凡例

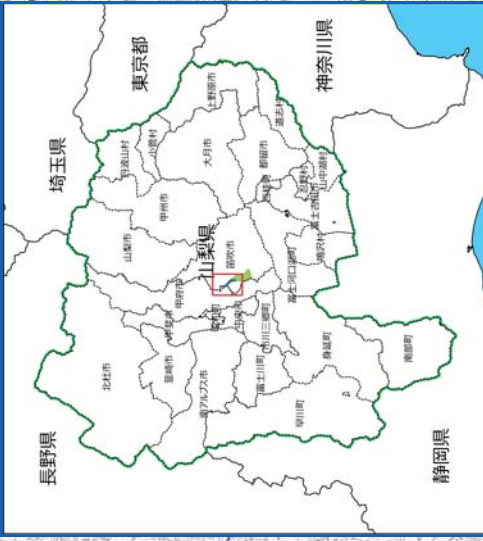
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
- 河川等範囲
- 市区町村界



## 位置図



## 索引図



富士川水系 境川 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

### 1 説明文

- この図は、富士川水系境川の水位周知区域について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域) を表示した図面です。
- この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の境川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により境川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮しておりませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- また、家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) は、一定の仮定を与えて算定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意してください。

### 2 基本事項等

- 作成主体 山梨県
- 指定年月日 平成
- 告示番号 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第1項
- 指定根拠法令 水防法 (昭和24年法律第193号) 富士川水系 境川
- 対象となる水位周知河川 (実施区間)
- 左岸：笛吹市境川町藤堂885番地先から甲府市白井町950番の4地先まで
- 右岸：笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先まで
- 指定の前提となる降雨 14.2.89mm/1時間
- 関係市町村 甲府市、笛吹市、中央市

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1126号)

※A1出力時は1:15,000、A3出力時は1:30,000